

海外経済要録

米州諸国

◇米国、1966年第4四半期の国際収支

1966年第4四半期の国際収支(季節調整済み、以下同様)は、流動性ベースで558百万ドルの赤字と前期(200百万ドルの赤字)比358百万ドル悪化した。また公的決済ベースでも244百万ドルの赤字を示現、前期(952百万ドルの黒字)と様変わりの大幅な悪化となった。

期中、輸入の頭打ち傾向に伴う貿易収支の黒字幅拡大、外国公的機関によるCD等定期預金への運用増加、

などの収支好転要因がみられたにもかかわらず、国際収支(流動性ベース)がこのように悪化をみたのは、米国民間資本流出額が直接投資の増加、短期債権増加を主因に前期を約4億ドル上回ったためである。

項目別に動きをみると、まず貿易収支は輸出が前期比やや伸び悩みを示したもの、輸入が前期並みにとどまったため黒字幅は前期の787百万ドルから834百万ドルへと若干拡大した。すなわち輸出は農産物が減少した反面、機械類輸出が依然好伸したほか、カナダ向け自動車の伸びが大きかったため前期比約80百万ドル増加した。もっとも英國、西ドイツなど西欧主要国における不況の進展ないし成長率鈍化に伴い、これら諸国向け輸出が第1～3四半期とは様変わりに前年同期の水準を下回ったことは注目される。一方輸入は機械類、自動車(とくにカナダからの)、食料以外の消費財等が引き続き増加し

米 国 の 国 際 収 支

(季節調整済み、単位・百万ドル、一は赤字)

	1965年	1966年	1966年			
			I	II	III	IV
経常収支	4,163	2,389	730	647	508	504
貿易収支	4,788	3,673	1,174	878	787	834
(輸出)	(-26,276)	(-29,180)	(-7,154)	(-7,098)	(-7,426)	(-7,502)
(輸入)	(-21,488)	(-25,507)	(-5,980)	(-6,220)	(-6,639)	(-6,668)
貿易外収支	2,169	1,623	408	505	419	291
うち(軍事支出)	(-2,881)	(-3,649)	(-854)	(-899)	(-934)	(-962)
観光収支	-1,188	-1,206	-309	-306	-291	-300
投資収益収支	4,255	4,312	1,096	1,138	1,075	1,003
移転収支	-2,794	-2,907	-852	-736	-698	-621
資本収支	-5,071	-3,224	-980	-574	-881	-789
米国民間資本	-3,690	-3,911	-928	-1,094	-748	-1,141
長期資本	-4,451	--3,576	-906	-1,056	-751	-863
短期資本	761	--335	-22	-38	3	-278
米国政府資本	-1,575	-1,481	-341	-452	-376	-312
外国資本(注)	194	2,168	289	972	243	664
誤差脱漏	-429	-589	-294	-195	173	-273
総合収支(流動性ベース)	-1,337	-1,424	-544	-122	-200	-558
総合収支(公的決済ベース)	-1,305	271	-234	-203	952	-244
(参考)(季節未調整)						
金準備増減(-)	-1,665	-571	-68	-209	-173	-121
外貨準備増減(-)	349	540	-222	163	426	173
IMFゴールド・トランシュ増減(-)	94	-537	-134	-22	-335	-46
対外流动債務増(-)減	-115	-856	376	-81	-617	-534
うち対外公的機関流动債務増(-)減	17	1,574	851	-54	618	159
対外公的機関一部非流动債務増(-)減	-100	-735	-25	-263	-109	-338

(注) 対米流動資産投資を除く。

資料:米商務省 Survey of Current Business 1967年3月号。

た反面、前期異常な増加をみた鉄鋼・石油やその他工業原材料が減少したため前期比微増にとどまった。実体経済の鎮静化に伴い、輸入の伸びは今後とも鈍化することが見込まれているが、第4四半期に関する限り、輸入鈍化は上記のとおり第3四半期における特殊要因の剥落といった面が強く、商務省も指摘するように、製造業操業率の低下が輸入の鈍化をもたらすのはほぼ1四半期の時間的ズレがあるものとみられる。

海外軍事支出はベトナム戦を映じて引き続き増勢を示したが、西欧向け支出の低下によりアジア向け支出増額は一部相殺されることとなった。また手数料・特許料・投資収益は前期比110百万ドルの低下をみた。

また米国政府取引に関しては西ドイツの債務期限前返済(192百万ドル)、武器購入代金前払い(250百万ドル)が収支好転要因として作用した(前期、イタリア・フランスの期限前返済215百万ドル)。

一方米国民間資本の動きをみると、まず米国内での外国証券発行は世銀債発行の手控えもあって前期(275百万ドル)比減少し、182百万ドルの低水準にとどまり、また米国銀行の長期対外債権も前期(84百万ドル回収超)に引き続き156百万ドルの回収超となった。しかしこうした収支好転要因がみられた反面、直接投資(国内子会社による海外調達資金を除く)は前期を180百万ドル上回る880百万ドルに達した。これは企業の現金ポジションの改善に伴い西欧向け直接投資が著増したほか、カナダ向けも自動車工業に対する投資を中心に引き続き増加したためである。このほか短期対外債権についても銀行および非銀行分とも増加、278百万ドルの貸出超となった(前期3百万ドルの回収超)。とくに米銀の短期対外債権が大きく貸出超に転じているのは国内の異常な貸出需要の鎮静に基づくものとみられる。

この間、対米流動資産投資を除く外国資本の動きをみると、外国人の対米直接投資の増加(前期マイナス142百万ドル、本期プラス73百万ドル)、米銀の長期債務増加(前期97百万ドル、本期327百万ドル)を主因に前期(243百万ドル)比421百万ドル増加し、664百万ドルに達した。とくに後者については、外国政府・中央銀行が満期1年以上の定期預金、CD等への運用増加をはかったこと(前期比240百万ドル増加)が大きく響いている。

一方、公的決済ベースによる国際収支が流動性ベースによる国際収支より更に大幅な悪化をみたのは、流動性ベースによる悪化要因に加え、前期急増した対外民間流動債務が、①ポンド相場の持ち直しに伴う英國公的準備へのドルの流入、②米国の異常な金融ひっ迫の緩和を映じたユーロ・ダラーの流入減、などにより減少に向かっ

た(ちなみに、米銀の対外民間ドル流動債務は前期の12.6億ドル増から本期には8億ドル増(注)へと4.6億ドル方減少、ただしこれらの計数は季節未調整)ためである。

なお、1966年中の国際収支は流動性ベースで1,424百万ドルの赤字と前年比87百万ドル方悪化したが、公的決済ベースでは271百万ドルの黒字を示現、前年比1,576百万ドルの大幅好転をみた。

(注) もっとも、長期的にみれば、対外民間ドル流動債務の増加額はこの水準でもなお高く、現に1967年1~2月にはそのかなりの部分が公的機関へシフトした。

◆米国、公定歩合引下げ

連邦準備制度は4月6日、ニューヨーク、シカゴ等10連銀の公定歩合引下げを発表した。今回の引下げに関する同制度理事会の声明は次のとおり。

「連邦準備制度理事会は本日、満場一致で、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、シカゴ、ミネアポリス、カンサスシティ、ダラス、サンフランシスコの各連銀役員会が公定歩合を4.5%から4%に引き下げ、1967年4月7日(金曜)から実施するのを承認した。

公定歩合は加盟銀行が、各地区連銀から借入を行なう際に課せられる金利のことである。

公定歩合の変更は、1965年12月4%から4.5%に引き上げられて以来最初のものである。

本日承認された引下げは、最近の市場金利の低下および信用のアベイラビリティが秩序ある経済成長に適当なだけ供給されるのを保証するという、連銀の政策目的に沿うものである。

議長 W. M. マーチン」
(なお、残りのアトランタ連銀は4月7日、セントルイス連銀は4月13日に同様の引下げを決定、それぞれ翌日から実施した)。

◆米国、連邦準備制度理事会議長にマーチンを再任

3月29日、ジョンソン大統領は、3月末日をもって議長の任期の満了するマーチンに対し、引き続き連邦準備制度理事会の議長として留任するよう要請、マーチンがこれを承諾したと発表した。

この結果、マーチンは1951年に議長に任命されて以来5期(1期4年)にわたり議長を勤めることとなるが、今回は理事会の理事としての任期の切れる1970年1月末日までの3年間留任することとなっている。

◆米国、プライム・レート引下げ

1月末以来、主要銀行のプライム・レートは、チュー

ス・マンハッタン銀行の5%とその他銀行の5%に分かれていたが(2月号「要録」参照)、3月22日モーガン・ギャランティー・トラストが5%引き下げ5%にしたのをはじめ、3月27日までにその他各行も相次いで5%引き下げた。この結果、プライム・レートの分裂状態(「プライム・レート戦争」と呼ばれた)は幕を閉じることとなった。

モーガン・ギャランティー・トラストはプライム・レート引下げに際し、「最近における市場金利の顕著な低下に対応したもの」と述べている。

◇カナダの国際収支(1966年)

昨年のカナダの国際収支は、基礎的収支でみると、輸出著伸(年間17%増)から貿易収支が好転したほか、長期資本の流入も続き順調に推移した。しかし、米国における金融ひつ迫、金利高騰に伴い、短期資本が大幅に流出

カナダの国際収支

(単位:百万カナダ・ドル)

		1965年	1966年
経	輸 出 入	8,745 -8,627	10,270 -9,890
常	貿易収支	118	380
収	金生産 旅行収支 利子配当収支 貨物運賃・海運収支	138 - 32 - 761 - 82	125 - 60 - 884 - 74
支	その他とも貿易外収支	-1,201	-1,363
		-1,083	- 983
資	直接投資(ネット) カナダ株式 カナダ債券 外国証券	280 - 242 867 - 84	670 - 83 797 - 357
本	その他とも長期資本収支	713	949
収	居住者所有の短期債権 非居住者所有の在加資産	138 102	- 587 143
支	その他とも短期資本収支	527	- 325
		1,240	624
対外準備	金・外貨 IMFネット・ポジション	- 11 168	- 462 103
		157	- 359

(注) Canada \$1=U.S.\$0.925(IMF平価)。

資料: Bank of Canada, Statistical Summary, March 1967.

したため、総合収支(対外準備額の増減)では、結局359百万カナダ・ドルの赤字(前年は157百万カナダ・ドルの黒字)をみた。

◇カナダ、公定歩合再引下げ

4月6日、カナダ銀行は、公定歩合を5%から4%に引き下げ、7日から実施する旨発表した。

同行は、今回の引下げにつき、「最近の金融緩和傾向に応じた措置」とのみ説明したが、これが、①従来からの景気停滞状況に対処すべく、②米国の公定歩合引下げ(同じ日に発表)に追随するという形で、採られたものであることはいうまでもない。なお、前回の引下げは本年1月30日実施。

◇中南米首脳会議開催

さる4月12日から14日までの3日間、ウルグアイのブンタ・デル・エステにおいて、ジョンソン米大統領を迎えた中南米首脳会議(参加中南米諸国18か国、ボリビアは欠席)が開催された。本会議の議題は、本年2月の第11回米州外相会議によって定められていたものであるが、その中心的議題はラテン・アメリカ共同市場の設置に関する問題であり、米政府当局の関心ももっぱらこの点に向けられていたといえよう。

14日に調印された米州首脳宣言の要旨は次のとおり。

- (1) ラテン・アメリカ共同市場を、現在のラテン・アメリカ自由貿易連合(L A F T A)および中米共同市場(C A C M)の両機構の改善を通じて1970年から漸進的に発足させ、遅くとも1985年までに両機構の実質的な統合化を完了する。
- (2) 多国間計画を通じて、ラテン・アメリカの経済統合化の物質的基礎を作る。とくに交通・通信網の拡充に努力する。
- (3) 貿易収入の大幅増大のために努力する。
- (4) 農村部の生活水準を近代化し、農業生産性の向上、とくに食糧の増産を図る。
- (5) 教育水準の向上に積極的に努める。
- (6) 住民の利益のために、科学および技術を活用する。
- (7) 保健改善計画を拡充する。
- (8) 不必要な軍事支出を抑制する。

エクアドルは、上記宣言に米国の経済援助拡大に関する要請が含まれていないとして、同宣言の調印を拒否した。なお、ボリビアが同会議に欠席した理由は、内陸国である同国の太平洋岸における他国海港の使用問題が議題に含まれなかつたからであると説明されている。

今回の会議の特徴は、域内の発展のためにラテン・ア

メソカ諸国民自身の努力を強調し、米国の援助を副次的要素とみるチリのフレイ大統領などの見解が会議の基調をなしたことであり、ジョンソン大統領から米国の援助増強計画が具体的に示されなかつたにもかかわらず、共同市場設置の目標について大方の合意をみたことは一応の成果として評価できよう。しかし、「進歩のための同盟」およびL A F T Aなどのこれまでの成果から考えても、ラテン・アメリカ共同市場計画の推進には、多くの困難な事態が予想される。

歐 賽 諸 國

◆歐州金融会社(*La Société Financière Européenne*)の設立

このほど欧米の主要6銀行は、「歐州金融会社」と称する新会社を共同で設立する旨発表した。設立に参加する銀行は、Banque Nationale de Paris(フランス)、Algemene Bank Nederland N. V.(オランダ)、Banca Nazionale del Lavoro(イタリア)、Barclays Bank Limited(英国)、Dresdner Bank A. G.(西ドイツ)およびBank of America(米国)の6行である。

米国企業の欧州進出に伴って、米国の銀行も近時支店の設置や欧州の小規模銀行に対する資本参加を活発に行ないつつあったが、これと併行してこのところ各国の金融機関の間で資本提携や共同子会社設立の動きが目立ち始めていた。昨年11月のBank of America(米国)とBanque de Paris et des Pays-Bas(フランス)によるAmeribas-Holding社設立はその好例である。今回の新会社設立もかかる動きの一環であるが、ことに参加6行がいすれも各国を代表する大商業銀行であるという点、画期的なものとして注目される。

「歐州金融会社」の概要は次のとおり。

(1) 設立の目的

欧州市場の拡大に伴い業容を拡張しつつある欧州の企業(米系企業も含む)に対し、国境を越えた業務の運営や合理化努力に支障をきたさぬよう信用供与を行なうこと。

(2) 業務内容

欧州の企業に対する中・長期貸付および資本参加ならびに法律、財務、金融に関する助言。所要資金をまかなうための公募による債券発行。

(3) 資本金

37.8百万フランス・フラン。

(4) 本支店所在地等

パリに本部を置き、ルクセンブルグに支店設置。初

代社長はアルベルト・フェラリ教授(Banca Nazionale del Lavoro 総支配人)。

◆E E C、ケネディ・ラウンドに関する理事会決定

4月10日から3日間にわたりブレッセルにおいてE E C閣僚理事会が開催され、ケネディ・ラウンド交渉に対するE E Cの態度が改めて検討された。交渉の最終期限を4月末日と定めたケネディ・ラウンド交渉が、米国とE E Cの対立を中心に大詰めにきて難航を続いているおりだけに、今回のE E C閣僚理事会の決定に対しては内外から大きな期待が寄せられていた。しかしながら、理事会決定は従来のE E Cの態度を再確認するにとどまり、わずかに世界穀物協定の争点である自給率と後進国に対する食糧援助に関して歩み寄りの可能性を示したにすぎなかった。

理事会決定の概要は次のとおり。

(1) 工業製品

化学製品の関税引下げに関しては、米国に対してA S P制度の撤廃と50%の関税引下げを要求し、関税引下げ後の税率が20%を超えるものについては更に20%にまで引下げを行なうよう要求する。鉄鋼製品については、英国が現行税率(10%)据置を強硬に主張しているが、今後も交渉を続ける。

(2) 世界穀物協定

価格については、硬質冬小麦の価格をトン当たり63~64ドルとして交渉を進める。この水準は過去数年間の国際価格平均より3~4ドル高く、また当初のE E Cのオファーよりも0.5ドル高い。自給率については、5か国が当初の90%から89%に引き下げる事を了承したが、フランスの賛成を得られなかつたため正式の決定には至らなかつた。各国の農産物に対する保護措置を一定期間固定化するというMS方式(montants de soutien)の問題について、米国をはじめとする輸出国は意識的にこれを避けようとしているが、E E Cはこの問題を世界穀物協定の主軸と考えているので、今後とも本方式の採択を主張する。

穀物協定と関連して主要な論争点となつてゐる後進国向け食糧援助問題に関して、委員会は閣僚理事会に対し援助総量を年間3百万トンとする線でこの計画に参加するよう提案した。現在までのところ、フランスがこの案に反対の態度をとつておらず正式決定に至つてはいないが、この線で交渉が進められることになろう。

◆英國、1967年度予算案等の発表

カラハン蔵相は、4月11日下院において、1967年度

(本年4月～明年3月)予算案を発表、同時に市中貸出規制枠の撤廃、賦払い信用規制の一部緩和および証券ボンドの廢止などの措置を明らかにした。

これによると1967年度予算は規模においては前年度を若干上回るもの、減税等税制措置についてはきわめて小幅な手直しが行なわれたにとどまり、昨年夏に緊急対策として導入された諸措置は実質的にはほとんど緩和されず、総じて慎重な中立的予算と評価されている。

その概要次のとおり。

(1) 予算規模

経常歳入は前年度(実績)を14%上回る11,704百万ポンドが見込まれ、一方、経常歳出は選択的雇用税の払戻し、投資促進制度(別項参照)に基づく現金還付等を含め前年度実績比16%増の11,067百万ポンドが計上されている。このため、経常収支の黒字幅は637百万ポンドと前年度実績(738百万ポンド)を若干下回ることとなる。一方、資本収支の赤字幅は、鉄鋼、ガス等国有企業向けの貸出増加により1,580百万ポンドと前年度実績(1,478百万ポンド)を若干上回り、この結果総合収支戻では943百万ポンドの赤字と前年度実績(740百万ポンドの赤字)に比し、赤字幅が203百万ポンド拡大。

1967年度予算案の前年度比較

(単位・百万ポンド)

	1966年度		1967年度	前年度比	
	予 算 (A)	実 績 (B)	予 算 (B)	増 減 (+) 領 (B-A)	増加率 (%)
歳 入	10,519	10,279	11,704	1,425	13.9
租 稅	9,626	9,371	10,679	1,308	14.0
そ の 他	893	908	1,025	117	12.9
歳 出	9,472	9,541	11,067	1,526	16.0
国 防 費	8,023	2,115	2,205	90	4.3
民 政 費		5,993	7,302	1,309	21.8
そ の 他	1,449	1,433	1,560	127	8.9
経 常 収 支	+ 1,047	+ 738	+ 637	- 101	
資 本 収 支 (ネット)	- 1,334	- 1,478	- 1,580	- 102	
國 有 企 業	- 764	- 812	- 906	- 94	
地 方 公 共 団 体 ほ か	- 570	- 666	- 674	- 8	
総 合 収 支 (政府借入等)	- 287	- 740	- 943	- 203	

(2) 租税措置

税制については大きな改正はなく、所得税、法人税、

賭博税、購買税の税率は変更されていない。減税については、付加税(surtax)についての追加税(surcharge(注))が撤廃され、またごく一部の扶養家族控除額および貯蓄証券の免税限度が若干引き上げられる等小幅な手直しが行なわれたのみで、これによる財政負担増は合計5百万ポンドにとどまっている。

(注) 昨年7月にデフレ措置の一環として導入されたもので、税率は10%とされていた。

(3) 市中貸出規制枠の撤廃

デフレ効果の浸透により市中貸出が減少し、昨年秋以降市中貸出規制枠(65年3月央残高の105%で、65年5月以降実施。昭和40年5月号「要録」参照)に余裕が生じている事情にかんがみ、上記貸出枠の適用をロンドン手形交換所加盟銀行とスコットランド系銀行について撤廃し、今後これら銀行に対しては特別預金制度を弾力的に運用する。他の金融機関についても現行の貸出枠規制に代わる適当な方策を早急に講じたうえで、同様に貸出枠を撤廃する予定。

なお、上記措置に關し英蘭銀行は、同日付で市中金融機関にnoticeを送付し、貸出枠廢止後も従来と同様、下記諸点に即した貸出態度を基本的に維持するよう要請した。

イ. 輸出・合理化投資関係貸出は最優先とし、所要資金の確保に配慮すること。

ロ. 地域開発融資、住宅購入のためのつなぎ融資、および住宅建設のための貸出には特別な配慮を要するが、個人消費のための金融、住宅建設以外の不動産投資、消費や在庫積増しのための輸入金融等優先順位の低いカテゴリーについては、季節的変動を除きあまり増加させないよう抑制基調を持続すること。

(4) 賦払い信用規制の一部緩和

最近とくに不振のモーター・サイクル産業に対する配慮からモーター・サイクル等二、三輪車の購入に対しては頭金率を40%から25%に、最長期間を24か月から27か月に緩和する。

(5) 海外支出の削減等

イ. 西ドイツ駐留軍費の節減については、交渉がようやく軌道に乗っているので本年度の海外支出削減額は昨年7月に打ち出した100百万ポンドの目標(昭和41年8月号「要録」参照)を変更しない。

ロ. 海外ポンド地域内先進国向け民間投資の自主規制(昭和41年6月号「要録」参照)、および渡航外貨に関する規制(昭和41年8月号「要録」参照)は引き続き実施する。ただし渡航外貨の規制はとりあえず10月末までとする。

(6) 証券ポンドの廃止

最近ポンド信認の回復から外資の大量流出の懸念がなくなったほか、証券ポンド相場の discount 率が問題とするに足りないほど縮小し(注)、証券ポンドを他の非居住者保有のポンドと取扱上区別しておく実益に乏しくなったため、4月12日以降、証券ポンドの制度を廃止する。従って同日以降、非居住者が売却したポンド証券の代金は為替市場において自由に外貨と交換される。

(注) 「証券ポンド」の discount 率は 4月10日現在 0.1%。discount 率がこのように縮小した原因としては、ポンドに対する信認の回復、非居住者のポンド証券投資需要の増大のほか香港等自由市場を通じ「証券ポンド」が事実上容易に外貨に転換する道があることなどがあげられている。

(7) 指定通貨の拡大

為替管理の簡素化と合理化を図るため、居住者が海外から受領できる通貨の指定(注)を 4月12 日以降非ポンド地域の全通貨に拡大する。この結果居住者は、取得した非ポンド地域の全通貨について公認取扱業者に売却する義務が課せられるほか、これら通貨表示の証券はすべて為替管理の規制対象に加えられる。また英の輸出業者は輸出品の対価としていかなる外国通貨(ローデシア・ポンドを除く)をも受領できることとなる。

(注) 従来の指定受領通貨は次のとおり。

オーストリア・シリング、ベルギー・フラン、カナダ・ドル、デンマーク・クローネ、ドイツ・マルク、フランス・フラン、イタリア・リラ、日本・円、オランダ・ギルダー、ノルウェー・クローネ、ポルトガル・エスクード、スペイン・ペセタ、スウェーデン・クローナ、スイス・フラン、および米ドル。

◇英国、国内後進地域に対する補助金交付試案を発表

英国政府は 4月5日、国内後進地域における失業の増大(3月の失業率 4~8 %、なお全国平均は 2.4%)に対処するため、同地域内の製造業に対し現行の選択的雇用税制度を通じ、新たに補助金を交付する試案を発表した(今後、国民経済発展審議会(N E D C)等関係機関の合意を取り付けたうえで、夏ごろまでに法制化の予定)。

これによると、現在選択的雇用税制度により与えられている男子従業員 1人当たり 36ポンド、女子および年少の従業員 1人当たり 36ポンドの補助金(税額と返付金との差)が、前者については 1~2 ポンド、後者についても若干増額されることになっている。

新制度実施に伴う財政上の負担増は年間約 1 億ポンドと見込まれており、これにより後進地域に対する補助金は、すでに与えられることとなっている年間約 90 百万ポンドの特別投資補助金とあわせ約 2 億ポンドに達するとみられている。

◇西ドイツ、公定歩合および売りオペレートを引下げ

ブンデスバンク理事会は 4月13日、以下の措置を決定、いずれも翌14日から実施することとした。

- (1) 公定割引歩合を 1/2 % 引き下げる(4.0→3.5%)。
- (2) 債券担保貸付歩合を 1/2 % 引き下げる(5.0→4.5%)。
- (3) 政府短期証券の売却レートを 1/8 ~ 1/16 % 引き下げる(新レート等は下表のとおり)。

今次公定歩合引下げは、本年第3回目の措置であり、この結果公定歩合の水準は、65年1月22日から同年8月22日間の水準と同一となった。

今次措置実施の背景等については「国別動向」参照。

ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新 レート	旧 レート	*	引 げ 幅
大蔵省証券				
30~59日物	3 1/4	3 %		3/8
60~90ヶ月	3 3/8	3 3/4		3/8
割引国庫債券				
6ヶ月物	3 3/8	4 3/8		4/8
1年ヶ月	4 1/8	4 1/2		3/8
1年半ヶ月	4 3/8	4 5/8		2/8
2年ヶ月	4 5/8	4 3/4		1/8
食糧証券				
30~59日物	3 %	3 3/4		3/8
60~90ヶ月	3 1/2	3 3/8		3/8

(注) *印は本年2月17日から4月13日まで適用のもの。

◇西ドイツ、「経済専門委員会」の特別勧告

西ドイツ政府の経済諮問機関である「経済専門委員会(注)」は、さる3月28日、沈滞している国内景況に対処するため、次のような景気刺激策を早急に実施するよう政府に勧告した。

- (1) 公定歩合および最低準備率を引き下げる。
- (2) 法人税および所得税率を引き下げる。
- (3) 「臨時予算(Eventuell Haushalt)」による政府支出を増額すること(既に25億マルクは決定済み、3月号「要録」参照)。
- (4) 投資に対する特別償却優遇制度を拡充すること。

なお、同委員会は、上記の政策提言の論拠として、本年の西ドイツの G N P 実質成長率が上半期は前年同期比 1~2 % 方減少し、後半持ち直したとしても年間では 1%

(注) 「Sachverständigenrat zur Begutachtung der Gesamtwirtschaftlichen Entwicklung」1963年に設立された政府の経済諮問機関で、W. Bauer 氏(Essen 経済研究所長)を委員長に全員 5 名から構成されている。

内外と、政府の見込み(2%)を下回るとの見通しを発表している。

◇西ドイツ、6½%もの新規公債の発行

さる4月7日開催された第14回資本市場対策会議において発行が認可されたSchleswig-Holstein州債(80百万マルク)の表面利率は、このほど6½%と決定された。

西ドイツの債券市場は、本年1月19日に「新規公債発行差止め措置("Emmissionssperre"…昨年5月から実施)が解除された後も順調な改善傾向を示し、4月7日には7%もの既発公債の市場利回りが6.97%にまで低下するに至った(ピーク時昨年6月:8.38%)。今回表面金利6½%の公債が発行されることになったのは、上記措置解除以降はじめてであり(これまで発行された公債はいずれも7%もの)、債券市場の回復を示すものとして注目されている。

Schleswig-Holstein州債の発行条件など次のとおり。

表面金利	6½%(年率)
発行価格	額面価額の97%
期間	15年
応募者利回り	6.96%(年率)

◇フランス、1966年の国際収支

このほど1966年のフランス国際収支(暫定)が発表された。これによると、66年の総合収支は海外フラン圏から

フランスの国際収支

(単位・百万ドル)

	1966年 (暫定)	1965年	1964年
1. 経常収支			
財貨	95	519	87
サービス	40	389	△ 89
贈与	△ 25	51	67
2. 長期資本			
民間	45	290	445
政府	120	361	527
基礎的収支(1+2)	△ 75	△ 71	△ 82
3. 短期民間資本および調整	140	809	532
4. 海外フラン圏収支	29	62	3
総合収支(1+2+3+4)	250	269	261
(金融勘定)	419	1,140	796
対外債務期限前返済	71	179	—
対外準備増減	290	443	646
IMFポジション増減 (含GAB債権)	104	265	168
為銀ポジション	△ 46	253	△ 18

の外貨流入を主因に419百万ドルの黒字となつたが、黒字幅は昨年(1,140百万ドル)に比べ大幅に縮小している。

収支別内訳の特色は次のとおり。

(1) 貿易収支は、国内景気の上昇から輸入が前年比16.6%の増加を示したのに対し、輸出が西ドイツなどの景気調整の影響から伸び悩んだ(前年比10.3%増)ため、黒字幅が大きく縮小したこと。

(2) サービス収支も、移民送金の増大(325百万ドル、前年274百万ドル)に加え、観光収入の黒字幅縮小もあって赤字(25百万ドル、前年黒字51百万ドル)となったこと。

(3) 資本収支は、米国の対外投資規制により直接投資が減少(536→340百万ドル)したほか、フランスの海外投資の増大もあり黒字幅がかなり縮小したこと。

なお対外準備は、以上の事情に加え対外債務の期限前返済(71百万ドル)の実施、IMFクォータの払込み(49.7百万ドル)なども響き、年間290百万ドルの増加にとどまった(年末残高5,745百万ドル)。

◇フランス、高金利禁止措置の実施

フランス政府は3月22日、高金利禁止に関する法律(昨年12月28日公布)の適用に関する法令を公布し、3月29日から実施することとした。

本措置の概要次のとおり。

(1) 高金利の定義

過去3か月間の金融機関の貸出平均金利の125%、または過去6か月間の社債発行者平均利回りの2倍のいずれか低い方を越える金利を高金利とみなす。

(2) 高金利の禁止

高金利による貸出を行なつてはならない。上記の限度を越えて支払われた金利は、将来支払われるべき金利または元本の返済に充当されたものとみなす。

(3) 賦払い信用

自動車、ラジオ、テレビジョンなど省令で定める種類の商品を賦払い方式により売却する場合には、規制限度内の金利のほか手数料を徴収することができる。

(4) 経過措置

3月28日以前に締結された契約で、上記規制限度を越えている金利は規制限度まで引き下げなければならない。

なお国家信用理事会は、本年第2四半期において高金利規制の基準となる社債発行者平均利回りを7.06%(66年下半年)、また銀行貸出平均金利(66年第4四半期)を次のとおり発表した。

フランスの銀行および金融機関の貸出平均金利		
(国家信用理事会発表、年利・%)		
A. 企業に対する貸出金利		
a) 売掛債権担保貸出	4.00～8.59(注1)	
b) 短期信用(主として割引)(3.75)	4.00～7.50(注1と2)	
c) 中期信用手形(3～9年)(5.75)	4.75～8.25(注1と2)	
d) 一般貸付(含当座貸越)	(5.95) 5.50～9.50	
	(+手数料1/20～1/10%)	
e) 投資財賦払い信用	8.00～13.00(注2)	
B. 個人にに対する貸出金利		
a) 個人向貸出	9.00～11.00	
b) 賦払い信用	—	
C. 不動産貸出		
a) 売主(建設業者)に対する信用	7.50～9.50(注2)	
	(含手数料)	
b) 買主(個人)に対する信用	6.50～11.00(注2)	
	(%)	

(注1) フランス銀行において流動化不能の分については、さらに1.5～3.0%高い。

(注2) 保証料は含まれない。
カッコ内は66年3月までの貸出最低規則金利。

◇フランス、証券取引法の一部改正

フランス政府は、不振を続ける株式市場の振興を図るために昨春來証券取引法の改正を検討し、昨年12月28日改正法を公布したが、3月31日その施行政令を公布し5月1日から実施することとした。

本改正は、従来低調だった地方からパリ市場への投資資金の流入を促進することを主たるねらいとしたもので、次の点に改正が加えられている。

- (1) 従来の重複上場禁止の原則を改め、パリ取引所に全銘柄の上場を認める。
 - (2) これまで各取引所に所属していた公認仲買人を全国的仲買人組合(新設)の所属とし、地方取引所でも全銘柄の取引を可能とする。
 - (3) 公認仲買人が、大衆投資家の投資にイニシアチブを取ることができるよう業務活動の制限を緩和する。
- 本措置により、今後公認仲買人の合併、提携が促進されることが予想されている。

◇イタリア、1966年の国民経済計算

イタリア政府は、このほど1966年国民経済計算を発表した。これによると、66年の国民総生産は38兆3,970億リラ、成長率は実質5.5%(名目7.9%)と前年(実質成長率3.4%)をかなり上回っている。

その概要は以下のとおり。

- (1) 景気上昇による内需の増伸を主因に工業生産が8%(前年5.4%)と順調な上昇を示したが、回復の遅れていた建設(新規完工数0.3%増)および天候不順に見舞われた農業生産(0.5%増)は小幅な伸びにとどまった。
- (2) 需要要因別にみると、物価の安定(消費者物価上昇率2.3%、65年4.0%)と賃金上昇による個人所得の実質的増大を背景に個人消費が増加したのをはじめ、2年続けて減少を示した投資も、民間設備投資(+3.7%、65年-8.4%)を中心に増加に転じた。
- (3) 一方、輸入は国内景況の上昇に伴い15.4%の大幅増加となつたが、輸出は西ドイツなど隣接諸国との景気調整の影響もあって年後半伸び悩みに転じ、11.6%の増加にとどまった。

イタリアの1966年国民経済計算

(単位・%、実質)

	1964年	1965年	1966年	
	前年比 増減(△) 率	前年比 増減(△) 率	実 額 (10億リラ)	前年比 増加率
消 費	2.6	2.4	29,771	5.3
民 間	2.4	2.1	24,214	5.5
公共部門	3.9	3.7	5,557	4.5
総 投 資	△ 8.2	△ 7.4	7,532	6.2
固定投資	△ 9.2	△ 8.2	4,164	5.2
輸 出	11.6	19.9	7,396	11.6
輸 入	△ 5.1	0.9	6,302	15.4
国民総生産	2.7	3.4	38,397	5.5

◇ベルギー、公定歩合引下げ

ベルギー国民銀行は3月22日、公定歩合を0.25%引き下げて4.75%とし、翌23日から実施する旨発表した。今回の引下げは、2月2日の引下げ(5.25→5.0%)に次ぐ本年2度目の措置で、この結果同国の公定歩合は1964年7月(4.25→4.75%へ引上げ)の水準に戻った。

今回の引下げ措置につき、同行は企業の金利負担軽減による投資意欲の喚起を意図したもので、海外金利が一段と低下傾向を示した機会をとらえて実施したものと説明している。

なお同行は4月19日、政府短期証券の市場の利回り低下に即応して、上記公定歩合引下げの際据え置いた政府短期証券担保貸付利率を0.25%引き下げ、翌20日から実施することとした。

ベルギー国民銀行の各種貸付金利の推移は、次表のとおり。

ベルギー国民銀行貸出金利

(年利・%)

貸付の種類	1966年		1967年
	6月 2日	2月 2日	3月 23日
(1) 割引 銀行引受手形 銀行を支払場所とするもの	5.25	5.00	4.75
〃 としないもの	5.75	5.75	5.50
国民銀行が認証した輸入貿易手形	5.25	5.00	4.75
〃 輸出貿易手形	4.75	4.50	4.25
約束手形(未引受手形) 銀行を支払場所とするもの	6.25	6.25	6.00
〃 としないもの	6.75	6.75	6.50
(2) 貸付 30日以内満期の大蔵省証券 および国債基金証券担保 (掛目 95%)	6.00	6.00	5.75*
130日以上366日以内の上記 証券担保 (〃 95%)	6.25	6.25	6.00*
その他の上記証券担保 (〃 80%)	7.00	6.75	6.50

(注) *印は4月20日引下げ。

◇オーストリア、公定歩合引下げ

オーストリア国民銀行理事会は4月17日、公定歩合の引下げを含む以下の措置を決定した。

- (1) 公定割引歩合の引下げ(4.5→4.25%)、国債担保貸付歩合の引下げ(5.5→4.75%)、およびその他債券担保貸付歩合の引下げ(6.0→5.25%)、以上4月18日以降実施。なお同国の公定歩合の変更は、1963年6月28日の引下げ(5→4.5%)以来初めてである。
- (2) 最低預金準備率の1%方引下げ(新旧準備率については下表参照)。

(3) 有価証券買入限度枠の拡大(注)。

(注) オーストリア国民銀行法第54条第3項には、「有価証券の買入総額は理事会が定めた最高限度を超過することを得ない」と定められている。

なお、同行は1965年の初めに、国内過剰流動性吸収対策として、同行に対する政府債務51億シリングのうち30億シリングを大蔵省証券に転換(ただし1970年2月1日までの時限措置)、これを売りオペに使用したが、今次措置はその後増大した市中手持ちオペに對象証券の買入れを円滑に進めるねらいから実施されたものとみられる。

オーストリアの最低預金準備率

(単位・%、カッコ内は旧準備率)

金融機関の規模	当座性および定期預金	貯蓄預金
対象預金が 10百万シリング以上	11(12)	9(10)
同10百万シリング未満	7(8)	7(8)

アジア諸国

◇対インド債権国会議の開催

インドの第4次5か年計画第2年度(67年4月~68年3月)に対する援助額を決める債権国会議が、4月5日、パリで開催された。本会議において、参加諸国は総額12億8千万ドルにのぼる援助供与に同意したと伝えられる。同援助のうち、3億8千万ドルは食糧援助で各国の均等負担により供与され、その他9億ドルは從来どおり全額ノン・プロジェクト援助で、各債権国からの機械・原材料および一般消費財の購入に充てられることになっている。このうちわが国の拠出額は、食糧援助7百万ドル、ノン・プロジェクト援助45百万ドル、計52百万ドルであるが、供与条件等の細目については、きたる4月25日ワシントンで開催される次の債権国会議において決定される見込みである。

◇対セイロン第3回援助会議

さる4月18、19両日、対セイロン援助会議が東京で開催された。同会議はセイロン経済の立て直しを図る見地

◇オランダ、輸出金融優遇措置を決定

オランダ中央銀行はこのほど、次のような中・長期延べ払い輸出金融措置を新たに導入することを決定した。

- (1) 期間5年以上の延べ払い輸出契約に基づき、オランダの輸出業者がオランダの商業銀行ないし輸出金融会社(Export Financiering Maatschappij、通称 E.F.M.)を受取人として振出したギルダー建輸出手形を対象とする担保貸出ないし再割引制度を実施する。
- (2) 本制度運用に関する資金枠はさしあたり2億ギルダー(約55百万ドル)とする。
- (3) 本制度の対象となる輸出契約は、オランダ信用保証会社(Nederlandse Credietverzekering Maatschappij)の輸出保険により付保されていることを要す。
- (4) 適用金利は、再割引については公定歩合(現行4.5%)、担保貸付については公定歩合の1%高とする。本制度の実施に伴い商業銀行ないし輸出金融会社は、輸出業者に対し、中央銀行適用金利に0.5~1.0%を上積みした金利を適用するとみられ、輸出業者の金利負担は新制度導入前に比し、年率約1.5%方輕減されるものと見込まれている。

から、世銀主催のもとに米国、英国、西ドイツ、日本など10か国が参加して開かれており、今回はその第3回目に当たる。

本会議において、参加各國は67年分としてほぼ前年(約束額50百万ドル)並みの46百万ドルの新規援助を了承した。本年中に実際に供与される援助額としては、このうち30百万ドルのほか、第1次、第2次の会議で約束されたまま未実行となっている約60百万ドルをあわせ、約90百万ドルが予定されており、前年の供与額(20百万ドル)に比し大幅な増加が見込まれている。

なお、わが国の新規援助は前回並みの5百万ドルで、条件は2年据置後5年返済、金利5.5%となる模様。

◇第2回アジア工業開発理事会の開催

第2回アジア工業開発理事会は、2月28日から3月6日までバンコックで開催された。

今回の会議では、①エカフェ諸国間における産業調整に関する問題点が検討されたほか、②域内諸国の工業化計画に関する資料の交換、③諮問委員会の委員9名の選出(台湾、インド、イラン、日本、ニュージーランド、フィリピン、タイ、シンガポールおよび域外オランダの各國から各1名)、などが行なわれた。

◇インドネシア、公定歩合等引下げ

インドネシア中央銀行は、4月5日、国立銀行に対する基本割引歩合を月利5~8%から3~6%(注)に、また国営企業に対する直接貸出レートを月利6~9%から4~7%に、それぞれ引き下げた。

今回の措置は、同国の政局安定化に伴い、経済再建が漸次軌道に乗り、一昨年来著しい高進を示していた物価が次第に落着きのきざしをみせはじめたことと、昨年11月から実施されたきびしい金融引締め政策の浸透に伴い、実体経済が著しい停滞に陥ったこと、などの事情を

勘案して採られたものである。

(注) 必需品生産部門	月 利	3.0 %
その他生産・輸出部門	"	4.75 "
その他の部門	"	6.0 "

◇韓国銀行、金融調節手段の整備

韓国銀行はかねてからきびしい金融引締め政策を続けているが、その後も輸出・特需の好調、第二次5か年計画の発足などを背景として、依然インフレ圧力が根強く、引締めの長期化も予想されるところから、今後の金融政策をより機動的に運用するとともに、従来の変則的な措置を改めるため、一連の制度上の改革を実施した。

まず、3月4日、「通貨安定勘定」が新設され、同勘定への資金の預託(金利年5%)・引き出しを通じ、キメの細かい金融調節を弾力的に行なうこととなった。すなわちオペレーションと同じ効果をねらって創設された制度で、一般には近く発行される財政証券(本年度から発行される予定の政府短期証券)を対象とするオペの実施を前提として、過渡的に本制度を設けたものとみられている(3月8日初めて6億ウォンの預入を行なわせた)。

次いで3月29日には、通貨安定証券の発行限度を従来の60億ウォンから70億ウォンに引き上げるとともに、4月1日から限界支払準備率(昨年10月1日以降の預金増加倍に対し適用してきたもので、その概要は昨年11月号「要録」参照)を廃止して、準備率をもとの最低準備率(要求払預金35%、短期貯蓄性預金20%、長期貯蓄性預金15%)のみとすることに決定した。そして4月1日には、この準備制度の正常化により市中に返戻されることとなった準備預金81億ウォンのうち、20億ウォンを通貨安定証券の発行により吸収、残りを一応同行の別段預金勘定に預入させた。なお同行は、この資金をもって近く発行される財政証券の引受けに充当させる方針と伝えられる。